

稗田阿禮

古事記の傳誦者稗田阿禮が女だつたといふことは、故井上頼園翁の古事記考に由つて、先づ明白になつたと言つてよいのだが、其後此問題を省みた人も聞かず、況やさうすると如何なる結論に達するかといふことを、考へて見た者も無さうに思はれる。しかも前代日本の社會に於ける女性の地位といふものは折々論ぜられて居る。随分と粗相な又不用意な話ではあるまいか。私はもし時間が許すならば、少しでも此事を尋ねて見たいと願つて居るのだが、それが心元無い故に爰にはたゞ問題のみを、後の學問すきの新婦人だちに引繼いで置きたいと思ふので

ある。

阿禮が女性であつたといふ説は、伊勢の學者たちが夙くから之を唱へて居た。井上翁は單に其説を是認支持せられた迄である。古事記の太朝臣安萬侶の獻序に、

時に舍人あり、姓は稗田、名は阿禮、年は是れ二十八、人となり聰明にして目に度れば口に誦し、耳に拂れば心に勅す。即ち阿禮に勅語して帝皇の日繼及び先代の舊辭を誦み習はしむ

とある文章では、彼が男でなかつた證據も擧げられぬが、幸ひにして稗田といふ家名があまり類の無いものであつた爲に、今ではほど安全にそれが如何なる門統に屬した女であつたかを知り得るのである。其説の要點を紹介するならば、大和志料に引用した大倭社注進狀の裏書なるものに、齋部連首・中臣大島連等、勅を奉じて稗田阿禮が語る所の古事記を撰録す。今の古事記是也。阿禮は宇治土公の庶流、天鈿女命の末葉なりとあり、又天鈿女命の子猿女命神樂を奏す。永く子孫の女等神樂を仕へ奉るとある。猿女君氏の人々が、天岩戸の由緒を語り、天鈿女

の後裔たる廉を以て朝廷に仕へて居たことだけは、紀記の中にも明らかに見えて居り、稗田阿禮が同じく此神の末であつたことだけならば、古くは弘仁私記の序の註にも出て居るのである。大和には今の添上郡平和村に大字稗田があつて、式内比賣神社の所在地を以て目せられて居る。即ち多分一族の此邑に分居したものが、稗田氏と稱して朝廷には召されて居たのである。是だけが先づ主要なる論旨であつた。

二

右の猿女君氏は、代々女を以て相續すべき理由のある家であつた。女神にして子孫あらんと疑はしと、本居翁を始め多くの人は首を傾けたが、是は相續が必ず親から子に傳はるものとした上の議論で、神宮の御子良子の如く幼少の時を限つたものは勿論、常陸鹿島の物忌のやうに、一生清淨に神より外の人には見えなかつた場合でも、定まつた家からばかり引續いて其役

人を出して、之に由つて家職を傳へて居た例は現代にもまだある位で、男で無ければ世襲せぬといふ理由は無い。しかも世を追うて女系相續の風が珍らしくなつた爲に、猿女君の家では力を入れて、その特殊の事情を説いて居たのである。書紀の神代卷には「皇孫天鈿女命に、汝宜しく顯はす所の神の名を以て姓氏と爲すべしと勅したまひ、因て猿女君の號を賜ふ。故に猿女君等、男女皆君と爲すは此縁なり」とある。顯はす所の神とは猿田彦命のことである。後世には託宣を傳へ、且つ御祭の仲立をすることを顯祀と謂ふのだが、この朝廷の御昔語りには、單に出で、應接の役に當つたことになつて居るのである。此顯末を古事記の方では、今少しく詳かに述べてある。

かれこゝに天宇受賣命にのりたまはく、この御前に立ちて仕へまつれりし猿田毘古の大神をば、専ら顯し申せる汝送り奉れ。亦其神の御名は、汝負ひて仕へまつれとのりたまひき。是を以て猿女の君等が後、猿田毘古の男神の名を負ひて、女を猿女君と呼ぶことは是なり云々

さうして此次には海に漁して比良夫貝に手を咋はれた話と、海鼠の口を紐小刀で切り拆いて、此口や答へせぬ口と謂つたといふ話と、二つの稍おどけたる逸事が續いて居るのである。古事記には女性が猿女君と名乗つて朝廷に仕へた由緒のみならず、特に此家に關する記事が目立つて饒多である。さうして神田阿禮が亦猿女君の分類であつたことが證明せられたとすれば、この二つの事實には何等かの脈絡があるものと、想像することは無理でないと思ふ。

三

今までの學者が女に其様な能力があるであらうかと疑つたのは、所謂阿禮が誦する所の先代の舊辭を以て、前に推古天皇の御世に厩戸皇子たちの、編纂なされたといふ舊事本記などの如き、形の具はつた書物なりと解した爲であつた。なるほど其様な長編の文章では、之を棒呑みに暗記することは、女ならば殊にむつかしかつたであらうが、二つの理由から其推測の正しく

ないことが知れる。一つには今ある古事記の本文に、既成の著述を撰録した痕の無いこと、第二にはそんなものが出来て来る位ならば、一人を頼んで記憶させて置くにも及ばなかつたと思ふことである。

歴史の書物としての古事記の特色は、前後の記事の繁簡が平衡を得ず、時代の新らしくなるほど省略の甚だしくなつて居る點である。日本紀の方では最も充實して居る繼體天皇以後の記録が、此方では少しでも保存せられて居ない。假に朝家の御都合で、編修は終つて筆録は未だしといふやうな、奇異なる中間があつたとしても、もしその事業が神田阿禮の口によつて傳はつたものならば、斯ういふ形態は示さなかつたであらう。即ち彼の暗誦し得たるものは、單に昔からあつた正しい言ひ傳へといふのみで、所謂百八十部並公民等の本記といふ類のものでは無かつたのである。それを弘私記の序文などにはもう誤解して居るのみならず、太朝臣安萬侶の説く所も、餘りに重々しく由來を述べようとした爲に、却つて本文の實際と合はぬことになつて居るのである。

古事記は其體裁や資料の選擇から、寧ろ傳誦者の聰慧なる一女性であつたことを推測せしめるものがあるのである。例へば美しい歌物語が多く、歌や諺の興味ある由來談を中心にして、屢々公私の些事が記憶せられ、政治の推移を促したやうな大事件が、却つて折々は閑却せられて居ること、従つて事蹟が紛分か切れくゝになつて居り、又僅かな思ひ違ひの交つて居ることなどは、即ち與へて保持せしめられたもので無い證據であつた。言はず史實としてよりも、心を動かすべき物語として、久しく昔を愛する者の間に相續せられて居た事情を考へさせられる。履仲天皇が御弟の墨江中王に攻められて、難波の宮を逃れ出でたまひ、途より振回つて宮殿の燃え上がる様を、御覽なされての御詠として、

はにふ阪我がたち見ればかぎろひの

もゆる家むらつまが家あたり

といふ至つて優雅なる戀の歌を録して居るなどは、幾ら古書でもやはり信じ難い點はあるといふ一例であつて、しかも其誤謬がまた際限も無く、我々の懐古の情を動かさうとするのである。

阿禮が舍人であつたといふ記事は、亦一つの反對の理由であつた。是は漢字は借用だから當らなかつたといふ迄で、まだあの時代迄は男女を通じて、低い身分の官中の官員を、トネリと呼ぶ習はしがあつたのだから差支へが無い。たゞ問題は如何にしてさういふ女舍人が、御所近くにちやうど召仕はれて居たかであるが、是は同時に又猿女君といふ家の、公けの職分が何であつたかの問題にもなるのである。造酒司の刀自を始として、他にもまだ世襲の女官は色々あつたらしいが、其中でも猿女は他の多くの御巫みまわと共に、大嘗祭以下の官中の晴の御式に、必ず参列すべき任務を持つて居た。それが後代までの嚴重なる慣例であつた證據には、仁治三年十一月の大嘗祭に、始めて猿女が出なかつたのを稀代の違例と批難した記録があり、最近の大正年間の大嘗祭には略せられたが、元文三年の御再興の際には、わざ／＼山口中務少輔の娘を猿

女に定められたことが、荷田氏の便蒙にも記されてあるのである。

勿論其由緒としては久しい以前から、天岩屋戸の有名なる神話が採用せられ、それから轉じては年毎の御魂鎮めの祭に、猿女君の奉仕するわけが説明せられて居た。自分の想像する所では、その大切なる役目があつた故に、かのうけふねの舞の由來談は繰返して語られたので、物語があるに由つて儀式に参加するを許されたのではあるまいと思ふが、それにしては此家に傳はつた所謂舊辭の豊富であつた割に、山城の都になつてからは、猿女の出で、仕へる職分が多く無かつた。是は恐らく齋部氏の失意と同様に、何か新たな原因があつて、此家門の漸く衰へたことを意味するものであらう。即ち彼等が世盛りは遙かそれよりも以前であつて、もとは廷臣が耳を傾けて、女を主人とする家の故實を、聽くべき場合はまだ色々あつたのかと思ふ。古事記の最も精彩あり且つ重要な天孫降臨の一段が、殊に丁寧に天宇受賣の功勞を叙述して居ることを考へると、其傳承者が神田氏の阿禮であつたといふ事實を、偶然のものとは認めることが出来ぬ。寧ろさういふ女性であつた故に、最初から舍人として御左右に奉侍して居たの

かも知れぬのである。

然るに延喜式の時代よりも猶遙か以前から、猿女はたゞ縫殿寮の一屬員に過ぎなかつた。何故に縫殿に屬せしめられたかは自分にはまだ説明し得ないが、兎に角に鎮魂の御祭には緑の袍ほろの裾、縹はなだの帯に緋色の帔を着けて式に列したらしいことが此寮の式に見えて居る。しかも其員数は僅かに四人で、尙往々にして他氏の者が、採用せられて此任に當ることがあつた。彼等が永く古來の傳統を保持して、故郷の地に安住し得なかつたのも、誠に止むを得ない事情であつたと思はれる。

五

神田氏が猿女君であつた最も明白なる證據は、西宮記の「猿女は縫殿寮の解に依りて内侍奏して之を補す」とある條の裏書に、延喜二十年十月十四日、昨尙侍奏せしむ。縫殿寮申す、藤

田福貞子を以て藤田海子が死關の替りと爲さんと請ふ云々とある。姪か娘か兎に角に同族の女子を以て、缺員を補充しなければならなかつたのである。次には天曆九年正月二十五日、右大臣奏せしむ。縫殿寮申す、官符を大和近江の國の氏人に給せられて、猿女三人の死關の替りを差進せしめん云々とある。即ち大和北部の神田村が、彼等の本居であつたらうと推測する根據である。都が平安に遷つてからは、大和の猿女の振はなかつたのは是非も無いが、一方近江の同族にも誠に氣の毒なる混亂が始まつた。彼等の居住したのは京に近い湖西の地と思はれるが、其場所は今明かでない。たゞ猿女の養田といふものが今の和邇村わにの近くと、國境を越えて山城の小野郷とに在つた。それを其附近に住む小野臣・和邇部臣といふ有力なる一門が、次第に名義を設けて兼併してしまひ、之に伴なうて猿女を彼等が族黨の中から貢進した。小野氏は小野妹子以來の名家であつて、其氏人の用ゐられて朝貴に列した者も多かつた。其人々が此の如き混淆を恥として、自ら其非法を訴へた事件が類聚三代格の中に傳はつて居る。曰く猿女の興ること國史に詳かなり。其後絶えず今猶現在す。既に其氏に非ずして猿女に供せらる。神事

を先代に亂り氏族を後裔に穢す。日を積み年を経ば恐らくは舊慣と成らん。望み請ふらくは所司をして殿に捉搦を加へ、非氏を用ゐることを斷たしめん。然るときは則ち祭禮濫り無く、家門正しきを得ん云々と謂つて居るのは、弘仁の當時既に小野氏の權勢に比較すると、天鋳女の後裔は其地位が甚だしく低かつたらしい證據である。

然るに小野和邇部の兩家が人を食り田を利し、恥辱を顧みずして猿女の貢進を企てたといふのは、つまりは嫁入嫁取に由つて、外孫の女性に巫女の職を相續せしめようとしたのである。朝廷は此弊に心づいて改めて正統の家の出に限らうとして見ても、一朝に其因習を破ることはむつかしかつたであらう。齋部廣成が古語拾遺の中に、夙に他氏の人を以て天鋳女命の遺跡を繼がしめることを非難したのも、事情は多分是と一つであつて、單に當然の資格ある者を押退けて、無法に其職務を横領したのでは無く、やはり婚姻の順序によつて、いつと無く血筋と傳統とを家の外へ引出したもので、日本の如く娘に佳き婿を取るを名聞とした社會で、殊に女系を追うて代を算へて行くとすれば、新らしい家族法などには頓着せず、自然に母の特權は娘に附いて外に移つたわけである。

だから左中辨兼攝津守小野朝臣野主等が懸念して居た如く、日を積み年を経て終に舊慣の如くになり、小野氏は神主の家となつて四散して諸國に移つたのである。私は前年猿丸太夫の神を助けたといふ日光其他の舊傳を研究して、一種「猿女小野氏」とも名づくべき一部曲が、最初近江を出て東西の遠國まで移つて行き、土地の神に仕へて新たに一系統の神話を發生せしめたらしいことを説いた。神が蛇體であつて人間の清く美しい者を、撰定して配偶者としたといふ迄は必ずしも其專有とは云はれまいが、其神が蜈蚣と戦つて助勢を勇士に求めたといふ點は、明らかに近江に發して下野奥州の山奥に運ばれて居る。しかもそれに參與した者が、猿丸大夫であり又小野氏であり、さうして今ある神職の元祖であつた。それ故に小野家と融合した猿女君の後裔が、故土に居りあまつて出で、地方を經略した痕跡であらうと推定したのである。

同じ例は熊野の榎本鈴木、さては越後の五十嵐氏の如く、必ずしも他に相似たるものが無いといふのでは無いが、小野氏の遷移の如く久しく且つ系統立つて居て、其源頭の尋ね易いものも珍しいと思つて居る。今後恐らくは僅少の比較調査に由つて、大凡彼一門の動き始めた時代と状況とを突止めることも不可能でなからう。小野小町が諸國に數多い塚と傳説とを遺し、其出自に關しても色々の説があつて、しかも其間に若干の共通點を見出すが如きは、確かに小野氏分散のよい證據であるが、それが古今集撰述の當時から、もう尋常の家の妻娘に非ずして、歌を生活とした一種漂泊の女性と認められて居たらしいことは、單に其名前からでも想像することが出来る。武藏に根を生やした七黨の小野氏なども、同じく近江からの移民かと思ふが、それは未決としても下野の足利學校を始め、諸處の無縁の地に小野篁の來住を説いて居るのは、必ず其家門の會て尊貴であつたことを、信じ且つ主張した者の言であつた。ところがその篁氏が地獄に通うたといふ説を、京都で傳へて居たのは随分と古いことである。又本國の江州に於

ても、湖水を隔て、南岸の村々に、幾通りかの小野氏口碑の存することは、夙に人の熟知した所であるが、その中の殊に重要なものは轡轡師の祖神譚であつた。是も決して近世の作爲に非ず、従つて今尙固く小野宮の惟喬親王なることを信じて、其子孫從者の誇りを保持する者があるのは、確かに同情すべき根據のあることで、現に史家の承認した舊記系譜の類でも、此親王の事蹟生年は古くから區々であつた。

小野は成程大野に對した古風なる地形の名で、たゞに京都の四周のみならず、今も遠近にさういふ村もあり部落もある。そこに居住して家號を小野殿と呼ぶるゝは當然であれば、無關係に獨立した多數の小野氏が有り得ることは、自分も亦承認して居るのである。しかも此家の移住を私たちが信じて居る理由は、必ずしも前代の各家門に非常なる生活力の差等があつて、其多くは早くも埋れ又は絶え、他の少數の世に適し繁殖の術を解した者のみが、際限も無く分蘖して行つたといふやうな、空漠たる新定理に基づくのでは無い。私の方法は辛苦なる歸納法であつて、實際諸國小野氏の主要なるものが、久しく信仰の力を以て一郷一地方を統一して居た

こと、及び古來の大社大寺にして、小野氏を世襲の管理者として居た場合が、著しく多かつたといふ事實を集め、更に進んでは其家の大切に保存して居た物語が、地を隔て、屢々顯著なる類似を示すといふ點から、ほど斯ういふ推定の人に語るに足ることを信するのである。反對の證據がもしあるならば、早晚擧げられずには居らぬであらう。その出て來ぬ限りは假にさうきめて置くのである。

さう思つて見ると日本の大昔からの物語の、名をかへやゝ外形を改めて、永く其骨子を傳へて居るものが存外に多いといふことに心付くのである。神子降臨はその重大なる一例で、之に伴なうては國神歸順の物語、異類の通婚に由つて靈異なる半神半人が生れ、永く一郷の文化を指導し、安寧を保障したといふが如き、假に上代朝廷の諸部の子孫にして、もし風土と民情とに調和するだけの智能を失はなかつたならば、斯くの如く歌ひ且つ舞ふの他は無かつたらうと思ふことばかりである。外國の古神話が毎に破片殘欠の雜然たる集合であることに見馴れて、既存の學說を移入するに汲々たる人たちには、日本の民間文藝は或は餘りにも古今一貫に過ぎ、

誤まつては之を最近の模擬と見た者があつたかも知れぬ。併し斯ういふ國に生れ且つ住まなければ、實は人性の自然の變化、殊に不可知に對する人類の感覺の、微細なる成長を尋ねることが出來ぬのであつた。その豊富なる資料の保管者にして、同時に養育者の一人であつた猿女君氏の優秀なる者を、今頃まだ男か女かの點からきめて行くやうでは、日本の史學も甚だ心細い繁榮だと言はなければならぬ。

七

但し幸ひにして單なる名稱以外に、尙さまゞの傳統の記録外に保存せられたるものがあるので、我々は行く／＼この生活力豊かなる大氏族が、世を経て衰へ又埋もれなければならなかつた理由を考へることが出来る。例へば木地引きぢひきの小椋せむら氏の小野神信仰は、彼等の巧智と明辯と熱烈なる由緒の誇りと、及び氣輕なる旅行の癖とに由つて、優に猿女君の血のまだ薄れなかつ

たことを證明すると共に、杓子が世の中から至つて通俗な物と取扱はれる時代まで、尙杓子舞の古風なわざをきを守つて、自ら其面白さに酔ふと同じく、他人も亦其興味によつて引付け得べしと、考へて居たらしい痕が窺はれる。この主觀の弱點はやがて木地屋を山中の逸民にしてしまつた如く、昔の猿女をして永く帝都の伎藝界を、獨占せしむることを妨げたのではあるまいか。

猿女の血を承け繼いだ小野族の遷移は、上古の宇治土公氏が伊勢から大和近江に出たやうに、何代も何代も宿命的に繰返されたやうである。其一つ／＼の層の僅かづゝの時代色は、まだ今だけの縦断面からは判別することがむづかしいか知らぬが、前後と系統とはやがて我々の力でも之を指示し得る望みがある。例へば猿女といふ氏の名の由來の如きも、所謂顯はす所の神の名を負うたといふ説明を以て、表向きは濟んで居たにしても、サルと呼ばれるには根本の理由が無くてはならぬ。是は古史傳にも既に注意して居る如く、昔の彦神の恠しく珍らしい遭遇をまねふと稱して、後の女神の世に残したわざをき、爰でも亦天岩屋戸と同じやうに、をかし

く且つ卑しいものであつた爲に、斯んな奇抜なる名が双方に付與せられたので、他日尤もらしい様々の解説は出たけれども、サルガウといふ語の起原も此他には求められず、其點が又次第に嚴肅なる儀式の庭から、彼等の疎まれ追ひ遣られた原因でもあつたらうと考へる。

さういふ舊慣を小野族の移住民がどれだけ迄保存し、又いつの頃どの方面に向つて運び出したかと、曾ては私の興味を抱いた問題であつた。近江では山間の一隅、山城と境した所謂都の巽に、猿丸大夫の遺跡といふものが今も傳へられる。猿丸は單に猿を人がましく呼んだ名であるが、それを神に祀り又家の祖に繋げた例は多くの地方にあつた。其中でも加賀の金澤に近い笠舞の猿丸宮などは、猿丸都に召し返されて悦んで舞つたといふ話もあり、姿が見苦しいので笠を以て顔を隠したとも謂つて居り、幽かながら當初の消息を窺はしめる。能登の突端の三崎權現、高座金分兩社の神主が、小野氏で無くて猿芽氏であつたことも、恐らくは是と系統を同じくするからであらう。

野州二荒の舊祠官などは、小野氏を稱して尙猿丸大夫の子孫であつた。此社の大祭の一つの

特色として、猿を牽いて行列に加はる古例があり、近國の猿舞はしは出で、其神役に仕へて居た。此國は猿牽との關係が深く、小山氏といふのが紀州貴志の猿屋の宗家であつて、家の紋も下野の小山と同じ二つ巴であつたが、その小山氏が、龍神を助けて蜈蚣を退治したといふ猿丸大夫の話も、近江から持つて來たらしい田原の一門である以上は、愈々以て偶然の成り行きでは無いと思ふ。さうするとも亦猿女君氏進出の一生面であつて、今まで人が猿の舞をして居た代りに、新たに猿を舞はしめる伎藝を取入れて、追々其方に轉じて行つた一派のあるといふことを示すものとも見られる。

八

しかも人が猿の舞を演じて居る例は、壬生の念佛狂言を始めとして、今日もまだ若干は残つて居る。獨り猿などの猿舞はしの眞似のみでは無いのである。殊に其多數が宗教の儀式であ

つたことを考へると、假に猿を教へて厩の前に來て舞はしめる慣習が、いつから日本に入つたかは不明であるにしても、逆に此から轉じて彼に移つたものと推測することは不可能である。日向の飯隈山の新熊野三社權現に、猿神樂と稱する舊式があつて、往古官山の樹木の尙茂つて居た時代に、祭の日には白猿が山から降りて來て、神樂の節奏に従つて舞踏したと傳へて居るなどは、却つて人間で無ければさういふ靈異を、演ずることを得なかつたといふ證據であつて、乃ち亦遠く樞燭峰の神代に於て、猿田と名づけられた國つ神の、出で、天孫を迎へた故事を、歌ひ傳へ舞ひ傳へた類例と見るべきである。猿田猿女の二柱の神が、祭に参加して滑稽を演じ、今も村人の心を樂ましめる例は至つて多く、それが或點に於ては公の儀禮と一致せぬ爲に、之を退化誤解として忌み憎んだ學者もあつたけれども、時代に應じて古意を改革すべき必要は、寧ろ文化の中軸たりし朝廷の方にこそ多かつたので、細心なる比較討究の上で無いと、まだ容易に野に在るものは新らしいと斷定することは出來ぬ筈である。

一例を言へば肥後國の木葉猿が、今でも或種の信仰を以て、醜恠なる形態を珍重せられて居

る如く、或は東京に近い足立郡三ツ木の山王社の社殿に、至つて露骨なる牝猿の像が安置せられ、密々に祈願をかける者が多いといふが如き、之を後世の新案と見るときは成程けしからぬが、無始以來の久しい習はしなるが故に、今尙其因縁から脱出し得なかつたのだとすると、固^ニ有宗教のうぶな姿を知らうとする者の爲に、是ほど有力な資料は無いわけで、其わけも尋ねて見ずに徒らに眉を擧めるのは、少なくとも學問をする者の態度で無い。近世大和の檜隈墓近くで發掘せられ、引續いて考古家の間に喧傳する男女四體の石人なども、土地の住民に見せるとやはり猿石であり又山王權現であつた。その見にくい猥^ニりがましい容子は、木葉猿や三ツ木の猿神と異なる所は無いのだが、是は古いが爲に細女命のわざをぎを寫したもので、御墓の魂を招き奉る目的を以て、彫刻せられたものだといふ説があり、古事記傳にも略之を認めて居るのである。要するに猿女氏の舞には、所謂胸乳を掛出だし、裳の緒を番登に押垂れて神懸りする類の所作が多かつた爲に、次第に朝廷の晴の御式から、野人鄙人の住む土地へ追はれたので、一方に於て大に衰へたといふことは、同時に又遠い田舎に永く弘く、其物語の行はれた原因とも考へられるのである。

九

最後に今一つ、自分等ばかりの非常に重要に考へて居ることは、稗田の舎人の阿禮といふ名前である。阿禮は平安朝に入つてからは、殆ど上下の賀茂の御社に限られ、打ちまかせてアレヲトメと謂ふときは、即ち齋院の姫君をさすことになつて居たが、言葉の意味は有又は在の行爲、即ち出現であり顯はされることであらうから、神懸りの女性が一樣にさう呼ばれるのは當然である。然るに賀茂に於ては天つ神の御子が、人間の少女の胎に宿りたまふといふ神話があつた。それ故に夙^ニくから御生野みおれのの神事が行はれ、ミアレは即ち御誕生のこと、解して差支へが無かつたのである。是も勿論重要な神出現の一例ではあつた。婦女を以て代々の奉仕者とした日本の神道では、同種の言ひ傳へは他にも尙多く存するが、形式は更に色々に變化し得る。

單に所謂神のもろふしと爲つて、其御力を借りて道を説く場合にも、猶我々の祖先は、彼女に於てミアレを認めたのであらう。さうで無いと解説の出来ぬやうな有官有木の口碑は諸國に多く、又九州に於て屢々遭遇する所の俊寛僧都の傳説が、實は有王と稱するよりましの、都から往來した故迹であつたらしいことなども、同じく阿禮といふ言葉の弘い用法が、永く此地方にはあつたことを暗示する。奥州の果では今も神の寄りたまふ人をアリマサと謂つて居る。微々たる漂泊の婦女ですらも、ミアレを認められると其言は信ぜられた。一個神田氏の阿禮の傳説には限りがあつたけれども、數限りもない彼等の古事記は、永く平民の間に生きて働いて居たのである。朝廷に於ては夙く衰微した藝術が、野に在つては行く／＼廣漠の沃土を耕しつゝ、終に今日の花盛りを見るに至つたのも、主としては埋もれたる猿女君氏の力であつた。多くの新婦人たちが自ら認めて居るやうに、女性は斯邦の過去文化に對して、しかく浸透したるものでは無かつたのである。

(昭和二年十二月、早稻田文學)

— 妹の力 —

昭和十五年八月二十六日 印刷
昭和十五年八月二十九日 發行

定價 壹圓六拾錢

著者 柳田國男

發行者 矢部 泉 策
東京市四谷區愛宕町十九番地

印刷者 植田 庄 助
東京市芝區蒲田町一丁目十三番地

版元

東京市四谷區愛宕町十九番地
大阪市西區南船場二丁目

株式會社 創元社

東京一五六五番 電話四八三八一番
大阪五七〇九九番 電話新町六六〇三番

創元選書の刊行について

良書は永遠の若さに輝き、萬人に必讀されることを深く欲する。如何なる新しきものよりも常に新しく、あらゆる文化の源泉となつて盡くすることを知らない。良書の普及こそは身を出版にささげる者の片時も忘るることを得ない責務である。吾人は絶えずその點に留意し、あくまで公明なる手段と眞摯なる努力を以て、躍進日本の要望に副ひ、且出版事業の眞使命に戻らざらんことを念願として來た。如上の微意に基き吾人はここに「創元選書」を刊行せんとする。收むる所は眞に萬人の血となり肉となるべきあらゆる種類の良書であ

るが、これが選擇には独自の立場から慎重なる検討を重ね、有名無名たるを問はず、専らその本質的價值にのみよる可きことを主眼としたものである。しかも體裁の典雅、印刷の鮮明、製本の堅牢、價格の低下等に細心の注意をはらひ、飽くまでも世の讀書子の共有たらんことを期した。吾人は本選書が微力ながらも國民の教養を高め、正しき批判的精神と良心的行動との良き指針の一助ともなり、將來日本の文化建設の礎石とならんことを切望して歇まぬ。

昭和十三年十二月

創元選書既刊目錄

柳田國男著	昔話と文學	(1)	一・二〇〇	大岡昇平著	スタンダール	(14)	〇・八五
野上皇一郎著	世阿彌元清	(2)	一・〇〇〇	柳田國男著	木綿以前の事	(15)	一・五〇〇
宇野浩二著	ゴオゴリ	(3)	一・二〇〇	武島豊著	見知らぬ人	(16)	一・二〇〇
横光利一著	家族會議	(4)	一・五〇〇	堀辰雄著	かげろふの日記	(17)	一・〇〇〇
小林秀雄著	文學	(5)	一・〇〇〇	ヴァレリイ著	精神の政治學	(18)	一・〇〇〇
ヘクスレイ著	思想の通歴	(6)	一・二〇〇	吉田健一著	妻への手紙	(19)	一・二〇〇
西村孝次著	音樂と文化	(7)	一・二〇〇	チエーホフ著	冬の一紙	(20)	一・二〇〇
河上徹太郎著	春琴抄	(8)	〇・七五〇	佐藤信綱著	冬の一紙	(21)	一・二〇〇
谷崎潤一郎著	チエーホフの手帖	(9)	一・〇〇〇	岸田國士著	日本の甲冑	(22)	一・四〇〇
チエーホフ著	サトルジュエへの書簡	(10)	一・二〇〇	山上八郎著	藝術論	(23)	一・二〇〇
フロオベル著	モリエール	(11)	一・〇〇〇	植村隆千代著	命論	(24)	一・四〇〇
中村光夫著	東洋の理想	(12)	一・〇〇〇	萩原朔太郎著	詩宿	(25)	一・四〇〇
本田喜代治著	東洋の理想	(13)	一・〇〇〇	柳田國男著	國語の將來	(26)	一・五〇〇
三好達治著	集春の岬	(13)	一・〇〇〇	谷崎潤一郎著	吉野葛	(26)	一・〇〇〇

トI4N-26

録目刊既書選元創

川田 西行 (27)	竹内 千利休 (28)	阿部イテエ 悪意の知慧 (29)	阿部イテエ 悲劇の哲學 (30)	阿部イテエ 川と谷間 (31)	石川欣一 日本その日 (32)	梶井基次郎 城のある町にて (33)	小林秀雄 テースト氏 (34)	小林秀雄 モンテニユの自然哲學 (35)	谷崎潤一郎 陰翳禮讃 (36)	志賀 孤狼隨筆 (37)	柳田國男 孤狼隨筆 (38)	宮崎 谷間の百合 (39)
一・三〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・二〇〇	一・〇〇〇	一・四〇〇	一・二〇〇	〇・八五〇	一・〇〇〇	一・二〇〇	一・二〇〇	一・二〇〇	一・五〇〇
三宅周太郎 文樂の研究 (40)	紙田國男 雪國の春 (41)	酒田順晴 紋章の研究 (42)	柳田國男 秋風帖 (43)	柳田國男 海南小記 (44)	柳田國男 食物と心臓 (45)	小林秀雄 文學 (46)	柳田國男 民論覺書 (47)	平岡昇 英國文學史 (48)	川田 鷲 (49)	藤田泣菫 艸木蟲魚 (50)	田中茂徳 魚 (51)	島田正雄 日本之城 (52)
一・五〇〇	一・四〇〇	一・五〇〇	一・〇〇〇	一・四〇〇	一・五〇〇	一・二〇〇	一・五〇〇	一・二〇〇	一・三〇〇	一・五〇〇	一・六〇〇	一・五〇〇



